

◎市史資料編で委嘱した「調査協力員兼執筆協力員」

- 大原 純一（戦争遺跡）越知町文化財審議会副会長、仏像及び中世山城研究者
濱田 眞尚（石造物）南国史談会会長、仏像及び石造物研究者、元歴民館副館長
唐岩 淳子（石造物）南国史談会副会長、石造物研究者、拓本専門家
山下 晃弘（地検帳）土佐清水市郷土史同好会副会長、元会長、地検帳研究者
海邊 博史（石造物）堺市立博物館推進係長(学芸員)、石造物研究者、博士
三好 義三（石造物）阪南市役所職員、和泉砂岩製一石五輪塔の研究者
森山由香里（石造物）兵庫県芦屋市教育委員会生涯学習課学芸員
木谷 智史（石造物）大阪府太子町教育委員会生涯学習課学芸員
吉成 承三（山城写真）高知県立埋蔵文化財センター調査課長、埋蔵文化財専門
楠瀬 慶太（学校資料）高知新聞記者、平尾学術奨励賞受賞者
目良 裕昭（学校資料）高知県学校資料を考える会代表、歴民館資料調査員
高木 翔太（学校資料）高知県立高知城博物館学芸員
石畑 匡基（学校資料、中世文書）大手前大学国際日本学部講師、博士

以上の方々に「土佐清水市史編さんに関する条例施行規則第7条及び第8条」に基づき、市史に関わる調査協力員及び執筆協力員を委嘱しました。任期は、令和6年3月31日までになります。よろしくお願いいたします。

郷土学習資料(3) 一窪津浦での捕鯨〈前編〉一

(1) 近世土佐国捕鯨史

近世土佐国では藩の鯨方により土佐湾やその周辺で捕鯨が盛んに行われてきた。これは紀州国や尾張国の漁業・捕鯨の先進地からその技術が伝播したことによる。紀州の捕鯨史は古く、鎌倉時代から行われてきた。槍や弓を用いた捕鯨が紀州国太地で行われていたと伝承される。15世紀末、三河や紀州の海民によって突取法による捕鯨が盛んに行われた。突取法はクジラに小型の物から大型の物と銛を順々に突き立て、剣銛という槍の穂のようになった鋭い銛をクジラの肺に打ち込む捕鯨方法である。

16世紀末、より確実な捕鯨方法「網絡法」が新たに紀州国太地で確立された。簡単にいうと、クジラに網を絡ませて遊泳の自由を奪った後に、銛で仕留める方法である。これらの技術は、尾張や紀州などの海民によって土佐をはじめ相模や九州各国に伝播していった。

本節では、近世土佐国において行われた捕鯨で、特に以南村窪津浦（現在の土佐清水市窪津）の鯨場で室戸方面の鯨方によって行われていた捕鯨の実態を明らかにする。そして、当時の捕鯨が、窪津浦で生活していた海民たちにどのような影響を与えたかという視点を押さえつつ、その動向にも着目し、その実態解明を進めていきたい。

土佐国の捕鯨は、天正 19 年（1591）に長宗我部元親が浦戸湾で捕獲されたクジラを豊臣秀吉に献上したことに始まる。江戸時代に入り山内康豊（藩祖・一豊の弟）は、安芸郡津呂浦郷土の多田左衛門義平に海上・海浜警備を目的として水軍を結成させ、その運営資金確保のため捕鯨業を行わせた。また、寛永 5 年（1628）、津呂と椎名で多田五郎左衛門が捕鯨業を起こしたが不漁により寛永 18 年に解散した。正保年間（1644～1648）に多田吉左衛門吉平がその再興を企てたが失敗した。慶安 4 年（1651）、尾張国の尾池四郎右衛門が土佐藩の許可を得て六艘の鯨船を乗り入れ津呂（室戸方面）と佐賀（幡多郡）で操業を始めた。この尾池四郎右衛門は、野中兼山が招聘したものである。幡多郡佐賀の鹿島神社には、尾池組により鰐口が奉納されており、「慶応五年三月吉日」と銘が刻まれている。しかし、期待むなしく不漁が続き、尾池組は解散して尾張国へ引き上げた。

その後、土佐藩は「お手先趣向」と呼ぶ役職を設置して捕鯨を藩直営とした。津呂では多田家・奥宮家、浮津では宮地家はその職に就いた。幕末、開成館鯨局に変わるまでそれが続いた。以来、鯨方は、それぞれ津呂組・浮津組と呼ばれて土佐国の捕鯨を牛耳ることとなる。『土佐藩漁業経済史』における多田氏年譜によると、天和 3 年（1683）、幡多郡佐賀（現在の黒潮町佐賀）から以南村窪津浦に藩の鯨場（捕鯨を行う海域）が変更された（図 2 参照）。津呂組と浮津組は、隔年ごとに窪津沖と室戸沖で操業するようになった。津呂組も浮津組も室戸方面が本拠であったため鯨漁場である窪津浦が遠距離であったことから、公平を保つための措置とみられる。

土佐沖を回遊する鯨は、「ナガス・鯛・座頭・セミ」各クジラがほとんどで、捕鯨・水揚げされていた。これらのクジラは、冬季は紀州沖から室戸岬方面に回遊する。これを「下りクジラ」と呼ぶ。春季はこの逆で足摺岬から室戸岬方面に回遊する。これを「上りクジラ」と呼ぶ。「上りクジラ」のうちで土佐湾沿岸を回遊するクジラを「入れ廻し」と呼び、これを佐賀浦で捕鯨していたが、前述のとおり、天和 3 年（1683）にクジラ場が窪津浦に変更された。

（2）鯨場と窪津浦海民の嘆願

安永 7 年（1778）、『西浦廻見日記』（藩浦奉行・谷真潮の港湾視察記録）には、「湊のはね少し傷、湊砂にてあせたり、ここ近年鯨とれず極めて窮せり、誠に見る目いたましきさま也、釣舟なし、されバ鯉の頃にも手をむなしくして他浦へ出てはたらくのみ也、村長やまひし、老甚蔵性よからずと見ゆ、窪津男女四百余男二百三人有」と当時の窪津浦の疲弊した状況を伝えている。宝永地震（1707）、宝暦 7 年丑の大波（1757）、同八年寅の大洪水（1758）と災害が立て続けに以南村各地を襲った。史料に見える安永 7 年（1778）は、川砂が堤を越えて港に入り、港が機能せず、釣船すら港に停泊していない悲惨な状況が記述されている。谷川（現在の窪津川）に沿って集落が形成されていた窪津浦は津波や洪水の影響をもろに受けたのではないだろうか。

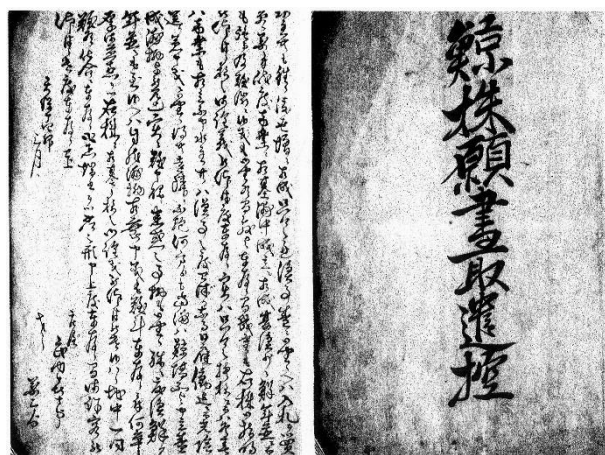
このように相次ぐ自然災害に加え、藩によるクジラ場の設定は窪津浦の人々の生活を更に追い込むこととなる。彼らは、捕鯨の期間だけ魚切や遠見番（山見番）などに雇われるに過ぎず、捕鯨による利益や恩恵はほとんどなかったといってよい。それどころか、藩指定の鯨場は地域海民にとって迷惑このうえない指定であった。この海域

では、漁獲用の網代が使用禁止にされていたからである。

また、捕鯨に関わった津呂組・浮津組の船団は室戸方面が本拠であり、窪津浦海民を基本的に捕鯨に際して雇う必要はなかった。窪津浦は、単に据浦として機能したに過ぎなかった。この点では、鼻前のカツオ漁と共通した面がある。クジラ肉販売においても室戸方面の仲買や小売の商人が独占していた。クジラの入札は、まず大きく輪切りにした鯨を仲買商人が落札した。クジラ皮・肉・臓物は彼らによって入札され、小切れは小売商人に売られた。

仲買商人には、身分証明の商札があり、捕鯨船団より漁獲収入の100分の3が配当された。小売商人は仲買商人の保証で認知された。室戸方面の浮津・津呂の住人により仲買商人は占められており、地元窪津浦の海民がその中に入る余地はほとんどなかった。天保14年(1843)、窪津浦庄屋の武内喜十郎と老の義三衛門の名で「奉願口上覚」を提出し、1株しかない鯨仲買株を窪津浦にもせて10株譲渡して欲しいと要求し、それが認められないならば、鯨場をほかに移して欲しいとの旨を藩に嘆願した。翌年に窪津浦庄屋代の亀谷権助が、安政2年(1855)に権助の子の庄屋代の亀谷孝進と老の池貫助が、捕鯨許可の嘆願を藩に提出した。

この文書は「鯨株願書取遣控」1冊と「秘書」2冊からなり、『亀谷文書』と呼ばれて現在も窪津漁協に大切に保管されている。長年にわたる執念とも言うべき必死の嘆願ではあるが、江戸時代を通じてそれが認められることはついになかった。「秘書・捕鯨図」ではクジラを追い込む様子や船の上から鉾を打ち込もうとしている様子、鉾を打ち込みクジラと格闘している様子や仕留めた後の様子などが分かりやすく図示されている。捕鯨もカツオ漁と同じく他所からきた海民や船団に利益を搾取され、その経済的自立が困難だった。これらの課題は、近代に入っても一向に解決の糸口が見つからなかった。次号の「(4) 近代窪津鯨漁場紛争」にてその詳細を述べることにする。窪津浦海民の苦難の歴史の一片を垣間見ることができる。



資料 『鯨株願書取遣控』



図1 窪津浦鯨場周辺海域